

自己株式取得枠消化率 50% 未満時の有報での理由開示

制度調査部
堀内勇世

定款授権の自己株式取得に関して

【要約】

定款授権の自己株式取得の場合も、つまり未行使割合が 50% 以上のとき、有価証券報告書にその理由を記載しなければならない。

このときの「未行使割合が 50% 以上か否か」の判断は、取得枠を決めた取締役会決議ごとに判断しなければならない。

ここでは、根拠法令も提示しておく。

1. 定款授権の自己株式取得の消化率（行使割合）50%未満の場合の、有報等への理由記載

東京証券取引所のホームページ（<http://www.tse.or.jp/listing/guideline/index.html>）に掲載されている「東証市場を利用した自己株式取得に関するQA集」のQ33のところで、次のようなことが記載されている。

（…略…） 商法 211 条の 3 第 1 項 2 号による定款授権に基づく取締役会で決議した買付予定内容と比較して、実際に買い付けた株数等が授権株数等の 50%未満の場合は、有価証券報告書等の「自己株式の取得等の状況欄」においてその理由を記載すべきこととされています。

少し言い方を変えると、「商法 211 条の 3 第 1 項 2 号の下、定款授権に基づく取締役会決議によって自己株式取得を行う場合〔＝定款授権の自己株式取得の場合〕、取締役会で決議した取得枠の消化率（行使割合）が 50%未満のとき、つまり未行使割合が 50%以上のとき、有価証券報告書等にその理由を記載しなければならない。」、ということである。

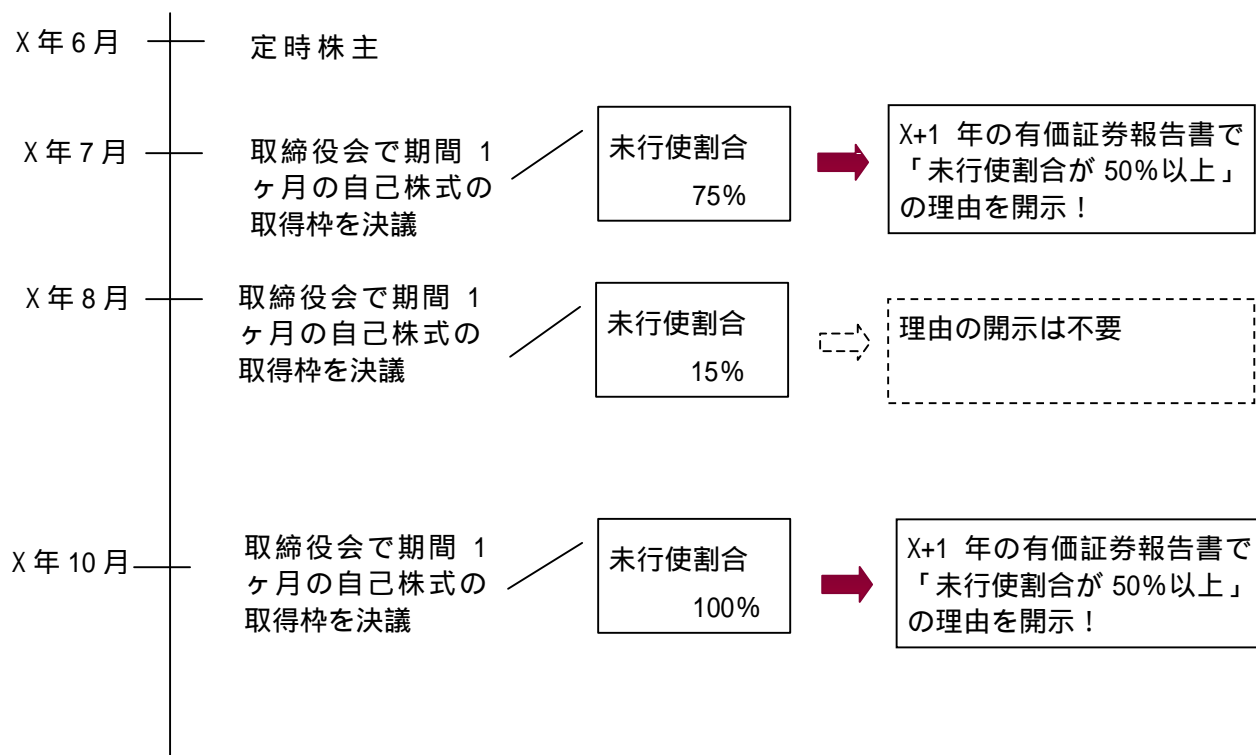
2. 注意事項

商法 211 条の 3 第 1 項 2 号の下、定款授権に基づく取締役会決議によって自己株式取得を行う場合、「未行使割合が 50%以上か否か」の判断は、**取得枠を決めた取締役会決議ごとに判断**しなければならない。



その上で、未行使割合が 50%以上となる取締役会決議ごとに理由を記載しなければならない。

例えば、次のようになる



3 . 根拠法令

前記 1 及び 2 のことを規定している法令は、次の内閣府令である。

「**企業内容等の開示に関する内閣府令**」（以下、「**企業開示府令**」という）

有価証券報告書の場合の法令の見方（一例）を示すと以下のとおり。

企業開示府令の中の「**第三号様式**」が有価証券報告書の様式を提示している。

この第三号様式の「**記載上の注意**」の(24)が、前記 1 及び 2 に関連する部分である。

しかしながら、第三号様式の「**記載上の注意**」の(24)は、次のように記載されており、「**第二号様式**（有価証券届出書）」の「**記載上の注意**」の(45)を見なければならない。

(24) 前決議期間における自己株式の取得等の状況

第二号様式記載上の注意 (45) に準じて記載すること。



第二号様式の「記載上の注意」の (45) にもいろいろなことが記載されているが、その中の「 e 『取締役会決議による買受の状況』 」の中の (c) (f) が前記 1 及び 2 に関連する部分である。次のとおりである

(c) 「未行使割合」の欄には、残存決議株式数を前決議株式数で除して計算割合又は残存決議株式総額を前決議株式総額で除して計算割合を記載すること。
なお、株式の総数又は価額の総額の双方又はいずれかについて未行使割合が 5 割以上である場合にはその理由を欄外に記載すること。

(f) 「前決議期間における取得自己株式」の欄、「残存決議株式数及び価額の総額」の欄及び「未行使割合」の欄は、その決議内容が異なる定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議ごとに区分して記載すること。

<用語に関する(注)>

- ・「**残存決議株式数**」とは、前決議株式数から前決議期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数のこと。(第二号様式の「記載上の注意」の(45)のeの(b)参照。)
- ・「**前決議株式数**」とは、前決議期間における定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総数のこと。(第二号様式の「記載上の注意」の(45)のeの(a)参照。)
- ・「**残存決議株式総額**」とは、前決議株式総額から前決議期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額のこと。(第二号様式の「記載上の注意」の(45)のeの(b)参照。)
- ・「**前決議株式総額**」とは、前決議期間における定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議により決議された価額の総額のこと。(第二号様式の「記載上の注意」の(45)のeの(a)参照。)
- ・「**前決議期間**」とは、前定時株主総会の終結時から直近の定時株主総会の終結時までの期間のこと。(第二号様式の「記載上の注意」の(43-2)参照。)